

# 現在、当市が有する空き家に活用できる補助事業

## 改修に対する補助

### 中野市空き家改修事業

空き家を購入または賃借した、一定の要件を満たす者が空き家の改修工事を実施

補助対象経費の2分の1以内  
(補助限度額 40万円)

#### 要件

対象となる空き家が空き家バンクに登録されていること

## 清掃等に対する補助

### 中野市空き家活用事業

空き家の清掃等に対し、補助

補助対象経費の2分の1以内  
(補助限度額 10万円)

#### 要件

対象となる空き家が空き家バンクに登録されていること

## 除却等に対する補助

(現状、事業等無し)

## 補助以外の事業

(現状、事業等無し)

空家等に対する新たな事業を実施することにより、  
空家等に関する問題解決を促進する

# 長野県内の市町村における空家等対策に関する補助を伴う事業

## 改修等に対する補助

県内37市町村が実施

補助限度額  
(最低) 5万円(※1)  
(最高) 150万円(※2)

最も採用されている額  
9市町村 50万円

## 清掃等に対する補助

県内39市町村が実施

補助限度額  
(最低) 10万円  
(最高) 30万円

最も採用されている額  
23市町村 10万円

## 除却等に対する補助

県内21市町村が実施

補助限度額  
(最低) 10万円  
(最高) 100万円

最も採用されている額  
14市町村 50万円

## 総合的(※)に補助

県内5市町村が実施

補助限度額  
(最低) 50万円  
(最高) 240万円(※3)

最も採用されている額  
(全ての市町村で異なる)

(※1) 市内業者が実施する場合は補助限度額10万円に増額

(※2) 商店街の空き店舗または空き店舗を購入または賃借し、地域コミュニティの活性化に役立つ施設にする場合

(※3) 改修して地域コミュニティの場とする場合、もしくは除却して公園等の地域コミュニティの場とする場合。

(※)改修費、除却費、清掃費等  
まとめて補助対象としている場合

## 改修に関する補助要件一例

- ・市内業者による施工に限る
- ・移住や定住が前提
- ・Uターン者のみが対象
- ・空き家バンクに登録されている
- ・空き家解体後の土地に戸建住宅または店舗を建てる工事費のみが対象 など

## 清掃等に関する補助要件一例

- ・平成元年以降建築かつ市外からの移住者に売買または賃貸する場合のみ
- ・空き家バンクに登録された物件を購入または借りた者が対象 など

## 除却等に関する補助要件一例

- ・市町村から指導または勧告を受けている
- ・跡地は戸建て住宅の用に供するもの
- ・指定地域内の危険な空き家に限る
- ・空き家解体に要したローンの利子に対し、補助(補助上限なし) など

## 総合的補助に関する要件一例

- ・永住を前提とした補助利用であること。
- ・補助対象とした家屋は10年以上、村に無償で貸与できること など

# 長野県内の市町村における空家等対策に関する補助以外の事業

例：長野市

## 空き家管理事業者登録・紹介制度



平成30年11月 長野市ホームページより抜粋

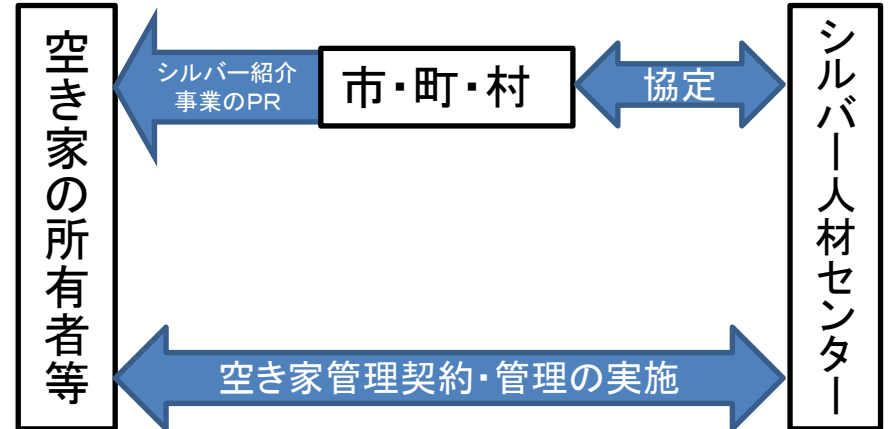
市は空家等の管理業務ができる事業者を紹介する。なお、実際の管理業務の範囲については、空き家の所有者等と空き家管理事業者の間で協議いただく。

## 事業者による業務一例

外観調査、家屋の通風、水道の通水  
敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認  
庭木のせん定、除草(庭等の草取り)  
家財の処分 etc

例：須坂市・小布施町・高山村

## 須高シルバー人材センターとの協定



市は須高広域シルバー人材センターが行う空き家等の管理業務について、広報紙、ホームページ等により、PRに努める。実際の管理業務の範囲については、空き家の所有者等と空き家管理事業者の間で協議いただく。

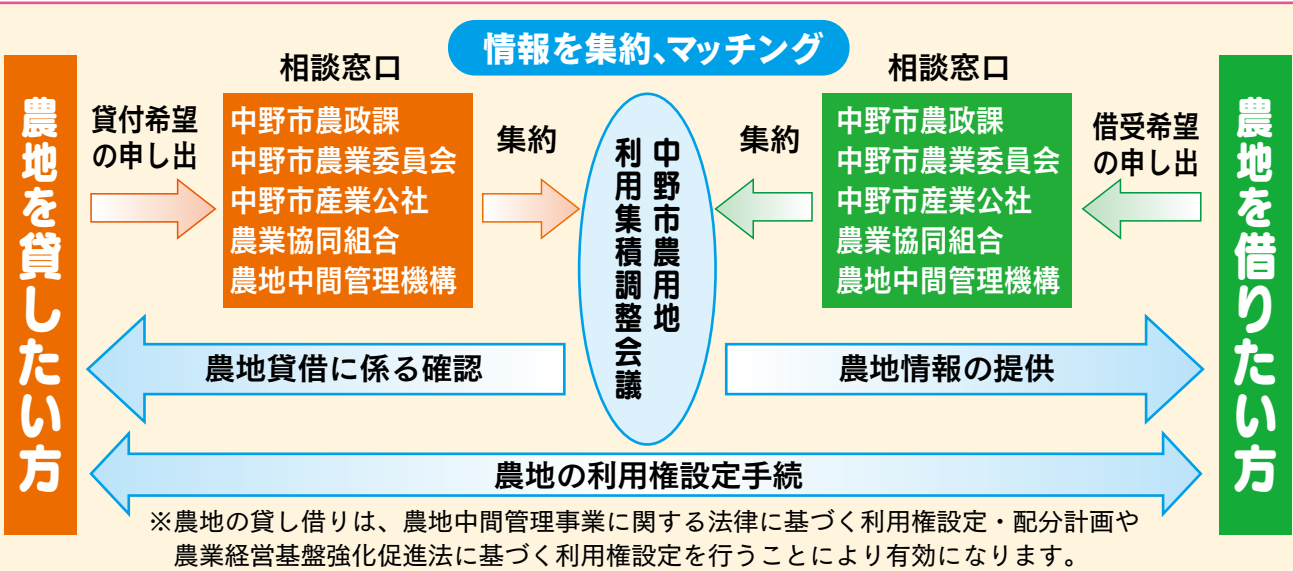
## 須高広域シルバー人材センターによる業務一例

空き家等の見回り、除草等、樹木の伐採、枝下ろし、植木の剪定、小修繕、その他、所有者等の要望により空家等の管理全般

農地を貸したい方、農地を借りたい方へ

# 中野市農地マッチングシステムのご案内

中野市では、農地の効率的な利用を目指し、農地の貸し借りをスムーズに行うため、貸したい農地の情報と、農地を借りたい方の情報を集約し、貸付希望の農地を借りたい方へ紹介（マッチング）する事業を実施しています。



## 貸付希望・借受希望申し出の際にご提供いただきたい情報

### 農地を貸したい方

- ・貸付希望農地の情報提供  
貸付希望農地の所在地（地番）、作目、面積、現況、貸付希望の理由等をお教えてください。
- ※申し出後も借り手が見つかるまでは、ご自身で農地を管理してください。
- ※登録いただいても、借り手が見つからない場合があります。

### 農地を借りたい方

- ・借受希望農地の情報提供  
借受希望農地の所在地、作目、面積、農地の条件等をお教えてください。
- ※希望する農地の所在地や面積はおおまかな範囲、数字でかまいません。
- ※登録いただいても、希望の農地が見つからない場合があります。

### 相談窓口 連絡先

中野市農政課	0269-22-2111 (内線 253)	中野市農業協同組合営農支援課	0269-22-4221
中野市農業委員会	0269-22-2111 (内線 409)	ながの農業協同組合豊田支所	0269-38-3211
中野市産業公社	0269-22-2111 (内線 303)	長野県農業開発公社北信事業所 (農地中間管理機構)	0269-22-3111 (内線 317)

荒廃化した農地を借り受け、再活用する方には、補助金を交付しています。

### (市補助金) 遊休荒廃農地対策事業補助金

次の要件を満たす借り受けた農地に作付けする場合、必要な経費について、10アール当たり1年目に最大4万円（2・3年目は2万円）の補助金を交付します。

- ◎1年以上耕作をせず、荒廃した農地
- ◎作付けし、3年以上耕作を継続する予定のある農地
- ◎面積10アール以上のまとまった農地

※人・農地プラン中心経営体、認定農業者、新規就農者等は補助金が増額となります。

### (国補助金) 荒廃農地等利活用促進交付金

次の要件を満たす農地を借り受け、作付けするために行う再生作業に対し、10アール当たり5万円（重機を用いる場合、当該経費の1/2）の交付金を交付します（1年間）。

- ◎農業振興地域整備計画内の農用地区域内農地（農振農用地）
- ◎荒廃農地調査においてA分類に区分された農地
- ◎再生作業後5年以上耕作する農地

※人・農地プランの中心経営体の方が交付対象になります。

※市と国の補助金について同時に交付を受けることはできません。

※事業の実施に当たっては、補助事業の対象となるか確認が必要となるため、事業を実施する前に必ず農政課へお問い合わせください。